

政策会議付議事案書 (平成30年10月23日)

提案課名 行政経営課・消防総務課
報告者名 小泉 康男・三代 茂一

| 事案名 | 秦野市職員の定数に関する条例の一部を改正することについて | 資料 有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--|------------|------------|----------|---------|------------|------|------|----------|------|------|----------------|----|----|-------------|----|----|--------------|----|----|-------|------|------------|--------------------|-----|-----|----|--------|--------|-------------|--------|--------|
| 目的・必要性 | <p>超高齢社会における救急需要の増加への対応とともに、現東名高速道路の管轄に加え、平成32年度に予定されている新東名高速道路開通に伴い、秦野IC（仮称）を起点とし、下り線は御殿場IC（仮称）までの区間を、上り線は伊勢原北IC（仮称）までの区間を、本市が新たに管轄することになります。</p> <p>また、新東名高速道路の管轄は、上下線合わせて38キロメートルあり、その出動等により市域の救助体制が手薄となることから、大根・鶴巻方面の消防力強化を図る必要があります。</p> <p>そのため、西分署に救急小隊を増隊するとともに、鶴巻分署に救助隊兼務の消防小隊を配置するなどの消防本部の再編により、「消防の職員」を12人増員するに当たり、秦野市職員の定数に関する条例の一部を改正します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経過・検討結果 | <p>【経過】</p> <p>平成30年 5月 「平成30年度定員管理及び組織・執行体制基本方針について」を策定</p> <p style="padding-left: 40px;">行財政経営最適化委員会において「平成30年度定員管理及び組織・執行体制基本方針について」を報告</p> <p>【検討結果】</p> <p>組織改正も見据え、他の執行機関の定数は改正せず、消防のみ純増とします。これにより市全体の定数は、1,112人となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員に係る部局の区分</th> <th style="text-align: center;">定数【現行規定】</th> <th style="text-align: center;">定数【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;">710人</td> <td style="text-align: center;">710人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の職員</td> <td style="text-align: center;">105人</td> <td style="text-align: center;">105人</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> </tr> <tr> <td>消防の職員</td> <td style="text-align: center;">189人</td> <td style="text-align: center;">201人 (+12)</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び公共下水道事業の企業職員</td> <td style="text-align: center;">73人</td> <td style="text-align: center;">73人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">1,090人</td> <td style="text-align: center;">1,102人</td> </tr> <tr> <td>合計（議会事務局込み）</td> <td style="text-align: center;">1,100人</td> <td style="text-align: center;">1,112人</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、平成31年度に消防職の増員を前提とした採用を行うため、平成30年第4回定例会に上程し、施行期日は平成32年4月1日とします。</p> <p>※詳細については、「資料 秦野市職員の定数に関する条例の一部改正について」を参照</p> | | 職員に係る部局の区分 | 定数【現行規定】 | 定数【改正案】 | 市長の事務部局の職員 | 710人 | 710人 | 教育委員会の職員 | 105人 | 105人 | 選挙管理委員会の事務局の職員 | 4人 | 4人 | 監査委員の事務局の職員 | 4人 | 4人 | 農業委員会の事務局の職員 | 5人 | 5人 | 消防の職員 | 189人 | 201人 (+12) | 水道事業及び公共下水道事業の企業職員 | 73人 | 73人 | 合計 | 1,090人 | 1,102人 | 合計（議会事務局込み） | 1,100人 | 1,112人 |
| 職員に係る部局の区分 | 定数【現行規定】 | 定数【改正案】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市長の事務部局の職員 | 710人 | 710人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会の職員 | 105人 | 105人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選挙管理委員会の事務局の職員 | 4人 | 4人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監査委員の事務局の職員 | 4人 | 4人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業委員会の事務局の職員 | 5人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消防の職員 | 189人 | 201人 (+12) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水道事業及び公共下水道事業の企業職員 | 73人 | 73人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1,090人 | 1,102人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計（議会事務局込み） | 1,100人 | 1,112人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----------|---|
| 法定等を要する事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 消防の職員に係る定数について、189人から12人増員し、201人とする事。 2 秦野市職員定数条例の一部改正案を本年12月定例会に提出し、施行期日を平成32年4月1日とする事。 |
| 今後の取扱い | <p>平成30年11月 行財政経営最適化委員会への報告 改正条例の議案を上程（施行期日は、平成32年4月1日）</p> <p>平成31年度 増員に応じた消防職員の採用</p> <p>平成32年度 西分署に救急隊を増隊するほか、消防本部の再編を実施</p> |

秦野市職員の定数に関する条例の一部改正について

平成30年10月23日 行政経営課
消防総務課

1 改正の概要

超高齢社会における救急需要の増加への対応とともに、現東名高速道路の管轄に加え、平成32年度に予定されている新東名高速道路開通に伴い、秦野IC（仮称）を起点とし、下り線は御殿場IC（仮称）までの区間を、上り線は伊勢原北IC（仮称）までの区間を、本市が新たに管轄することになります。

また、新東名高速道路の管轄は、上下線合わせて38キロメートルあり、その出動等により市域の救助体制が手薄となることから、大根・鶴巻方面の消防力強化を図る必要があります。

そのため、西分署に救急小隊を増隊するとともに、鶴巻分署に救助隊兼務の消防小隊を配置するなどの消防本部の再編により、「消防の職員」を12人増員するに当たり、秦野市職員の定数に関する条例の一部を改正します。

なお、組織改正も見据え、他の執行機関の定数は改正せず、消防のみ純増とします。これにより市全体の定数は、1,112人となります。

また、平成31年度に消防職の増員を前提とした採用を行うため、平成30年第4回定例会に上程し、施行期日は、平成32年4月1日とします。

2 改正の内容案

第2条第1項の定数に係る規定の改正案は、次のとおり。

| 職員に係る部局の区分 | 定数【現行規定】 | 定数【改正案】 |
|--------------------|----------|------------|
| 市長の事務部局の職員 | 710人 | 710人 |
| 教育委員会の職員 | 105人 | 105人 |
| 選挙管理委員会の事務局の職員 | 4人 | 4人 |
| 監査委員の事務局の職員 | 4人 | 4人 |
| 農業委員会の事務局の職員 | 5人 | 5人 |
| 消防の職員 | 189人 | 201人 (+12) |
| 水道事業及び公共下水道事業の企業職員 | 73人 | 73人 |
| 合計 | 1,090人 | 1,102人 |
| 合計（議会事務局込み） | 1,100人 | 1,112人 |

【参考】平成30年度職員配置数との比較

| 職員に係る部局の区分 | 配置数 | 定数【改正案】 |
|--------------------|----------------------------------|---------|
| 市長の事務部局の職員 | 679人 ※定数外5人 | 710人 |
| 教育委員会の職員 | 100人 ※定数外1人 | 105人 |
| 選挙管理委員会の事務局の職員 | 2人 | 4人 |
| 監査委員の事務局の職員 | 4人 | 4人 |
| 農業委員会の事務局の職員 | 4人 | 5人 |
| 消防の職員 | 189人 ※定数外10人 | 201人 |
| 水道事業及び公共下水道事業の企業職員 | 70人 | 73人 |
| 合計 | 1,048人 ※定数外16人 【実人員1,064人】 | 1,102人 |
| 合計（議会事務局込み） | 1,058人 【実人員1,074人】 | 1,112人 |

※「定数外」について

秦野市職員の定数に関する条例第2条第2項の規定により、次に掲げる職員は定数外とするものです。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- (2) 秦野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣されている職員
- (3) 国、他の地方公共団体等に派遣されている職員
- (4) 消防学校での初任の教育訓練を受けている消防の職員

3 消防組織改正案の概要

(1) 西分署の救急隊を増隊（8人増員）

| | |
|--|--|
| <p>現在</p> <p>西分署第一消防隊 (11人)</p> <p>西分署第二消防隊 (11人)</p> <p>消防隊 (7人)</p> <p>救急隊 (4人)</p> <p>合計 22人</p> | <p>平成30年10月1日現在、西分署の部隊人員配置状況は、消防隊1隊7人（課長代理1人含む）救急隊1隊4人の11人体制となっており、24時間勤務の2交代で運用し合計22人が配置されています。</p> |
| <p>平成32年度</p> <p>西分署第一消防隊 (15人)</p> <p>西分署第二消防隊 (15人)</p> <p>消防隊 (7人)</p> <p>救急隊 (4人)</p> <p>救急隊 (4人)</p> <p>合計 30人</p> | <p>救急需要の増加及び新東名高速道路における災害への対応を強化するため、平成32年4月1日から、同分署に救急隊1隊を増隊し、消防隊1隊7人（課長代理1人含む）<u>救急隊2隊8人</u>の15人体制とし、8人増員の合計30人配置とします。</p> |

(2) 鶴巻分署の消防隊を救助兼務隊に変更（4人増員）

| | |
|--|---|
| <p>現在</p> <p>鶴巻分署第一消防隊 (11人)</p> <p>鶴巻分署第二消防隊 (11人)</p> <p>消防隊 (7人)</p> <p>救急隊 (4人)</p> <p>合計 22人</p> | <p>平成30年10月1日現在、鶴巻分署の部隊人員配置状況は、現在の西分署と同様に22人が配置されています。</p> |
| <p>平成33年度</p> <p>鶴巻分署第一消防隊 (13人)</p> <p>鶴巻分署第二消防隊 (13人)</p> <p>消防隊 (9人)</p> <p>救急隊 (4人)</p> <p>合計 26人</p> | <p>本市が新東名高速道路において、管轄する区域が長距離になるため、市内に1隊のみである救助隊の出動により市域の救助出動体制が手薄となることを想定するとともに大根・鶴巻方面の消防力強化も見据え、救助隊兼務の消防隊を配置し、<u>消防隊1隊9人</u>、救急隊1隊4人の13人体制とし、4人増員の合計26人配置とします。</p> |

※第二消防隊の部隊編成は、第一消防隊と同様とする。

政策会議付議事案書 (平成30年10月23日)

提案課名 市民税課、資産税課

報告者名 加藤 正芳、大津 真知子

| 事案名 | 秦野市市税条例の一部を改正することについて | 資料 有 |
|---------|--|------|
| 目的・必要性 | <p>平成28年度税制改正及び平成30年度税制改正により地方税法が改正され、これに伴い、市税条例に次のとおり改正の必要が生じたものです。</p> <p>【平成28年度税制改正に伴うもの】</p> <p>(1) 地方法人課税（法人事業税及び法人市民税）の偏在是正を目的に、消費税率10パーセントへの引上げに合わせて、地方税法に定める法人市民税法人税割の標準税率が引き下げられることから、条例で定める税率を引き下げるもの</p> <p>(2) 消費税率10パーセントへの引上げに合わせて、自動車取得税が廃止されるとともに、自動車税及び軽自動車税に環境性能割が導入されることから、軽自動車税に係る軽減税率について条例に規定するもの</p> <p>※上記2点に係る法律改正については、消費税率引上げ時期の見直しに伴い、平成31年10月1日に施行されるもの</p> <p>【平成30年度税制改正に伴うもの】</p> <p>固定資産税に係る地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）について、制度の延長、廃止等の見直しが行われ、本市で導入するもののうち次の3項目について条例上必要な改正を行うもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 汚水又は廃液処理施設（特例率の見直し）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 特定有害物質の排出等抑制施設（特例措置の廃止）</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 再生可能エネルギー発電設備（特例率の見直し）</p> | |
| 経過・検討結果 | <p>【法律の公布等の経過】</p> <p>1 平成28年 3月31日 「地方税法等の一部を改正する法律」公布</p> <p>2 同年11月28日 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」公布（消費税率引上げ時期の変更に伴い、改正法施行時期延期）</p> <p>3 平成30年 3月31日 「地方税法等の一部を改正する法律」公布</p> | |

| | |
|--|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p> | <p>次に掲げる事項を定めるため、秦野市市税条例及び秦野市市税条例施行規則の一部を改正すること。（詳細は、資料のとおり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人市民税法人税割の税率を標準税率と同率に引き下げること。 2 車体課税の見直しによる軽自動車税の環境性能割の導入等に伴い、次のとおり改正すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境性能割に係る減免等及び過料について規定すること。 (2) 従来の軽自動車税の名称を種別割に改めること。 3 本市で導入する固定資産税の地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）のうち、次の3項目について改正すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 汚水又は廃液処理施設の特例率を2分の1（参酌基準どおり）とすること。 (2) 特定有害物質の排出等抑制施設に係る特例措置を廃止すること。 (3) 再生可能エネルギー発電設備に係る特例率を参酌基準どおりの割合とすること（資料のとおり）。 4 軽自動車税種別割の減免規定について、個人の対象を障害の級数・程度に応じて区分し、法人の対象を拡充すること（規則規定事項）。 |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p> | <p>平成30年11月 条例改正について議案提出</p> <p>12月 改正条例の公布（法人市民税及び軽自動車税については平成31年10月1日、その他は公布の日又は平成31年4月1日から施行）</p> <p>税制度改正周知（広報紙、ホームページ等）</p> <p>平成32年 4月 改正施行規則の施行</p> |

地方税法の改正に伴う市税条例の改正概要

平成30年10月23日

市民税課、資産税課

1 地方法人課税の偏在是正による法人市民税の税率の引下げ

(1) 改正の概要

平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げに合わせ、地方税法に定める法人市民税法人税割の税率が引き下げられ、引下げ相当分は、地方自治体間の税収の偏在を是正するため、地方法人税として国税化されます。

これに伴い、条例で定める本市の法人税割の税率を標準税率と同率に改正するものです。(施行日は、平成31年10月1日)

(2) 税率

| 法人の区分 (資本金等の額) | 法人税割 | | 差 |
|-------------------|-------|------|--------------|
| | 現 行 | 改正後 | |
| 1 億 円 未 満 | 9.7% | 6.0% | △3.7 ポイント |
| 1億円以上5億円未満 | 10.9% | 7.2% | |
| 5 億 円 以 上 | 12.1% | 8.4% | |

〔本市における法人市民税申告法人の内訳〕

| 資本金の額 | 申 告 区 分 | | 合 計 |
|------------|---------|-------------|-------|
| | 均等割のみ申告 | 均等割・法人税割を申告 | |
| 1億円未満 | 1,932 | 781 | 2,713 |
| 1億円以上5億円未満 | 38 | 74 | 112 |
| 5億円以上 | 46 | 163 | 209 |
| 合 計 | 2,016 | 1,018 | 3,034 |

(3) 適用日

平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用します。

(4) 改正による市税への影響額（見込み）

| 年 度 | 金 額 (平成29年度は決算額) | 平成29年度との差額 |
|--------|---------------------|------------|
| 平成29年度 | 1,361,094千円 | — |
| 平成32年度 | 1,109,967千円 | △251,127千円 |
| 平成33年度 | 884,116千円 | △476,978千円 |

※ 改正後の税率に基づく予定申告による納税は、平成32年5月から、確定申告による納税は平成32年11月から影響が出るもの。

2 車体課税の見直しによる軽自動車税の環境性能割の導入

(1) 改正の概要

平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げに合わせて、県税である自動車取得税が廃止されるとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する「環境性能割」が導入されます。環境性能割は、環境性能に応じた税率区分を適用し、軽自動車の取得価格を課税標準額として登録時に取得者に課税されるものです。

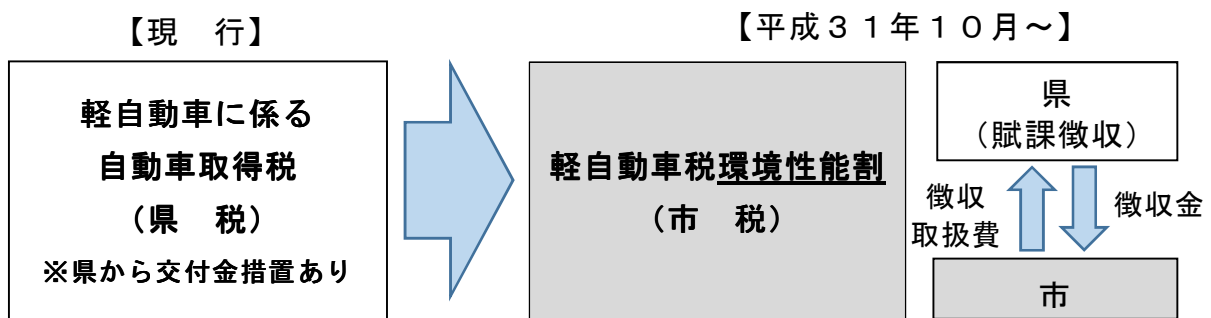
これに伴い、条例における軽自動車税に係る規定を改正するものです。

なお、当分の間、自動車税環境性能割（県税）と合わせて、県が賦課徴収等の事務を行うため、課税免除等の規定を県内統一の規定とします。

また、毎年納税する従来の軽自動車税は、「種別割」に名称が変更になります（施行日は、平成31年10月1日）。

〔軽自動車課税のイメージ図〕

ア 環境性能割（取得者課税）



イ 種別割（所有者課税）



※対象車両、税率等は変更なし。

(2) 環境性能割の適用条件及び税率

| 車種区分 | | 環境性能割の税率 | |
|------|---|----------|------|
| | | 自家用 | 営業用 |
| ① | 電気自動車、天然ガス自動車 | 非課税 | 非課税 |
| ② | 乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+10%達成車 | | |
| ③ | 貨物車 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 | | |
| ④ | 乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車 (又は平成22年度燃費基準+50%達成車) | 1% | 0.5% |
| ⑤ | 貨物車 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 (又は平成22年度燃費基準+44%達成車) | | |
| ⑥ | 乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 (又は平成22年度燃費基準+38%達成車) | 2% | 1% |
| ⑦ | 貨物車 | | |
| ⑧ | 上記以外の車 | | 2% |

※1 貨物車は、車両総重量2.5トン以下のトラック

※2 自家用の⑧及び営業用の④～⑧は、当分の間の税率

〔自動車取得税と環境性能割における軽自動車の税率比較〕

【現行】(自動車取得税)

| 車種区分 | | 税率 | |
|--|-------------------|------------|------|
| | | 自家用 営業用 | |
| 電気自動車、天然ガス自動車等 | | 非課税 | |
| 平成30年 排出ガス 基準50% 低減達成 又は 平成17年 排出ガス 基準75% 低減達成 かつ | 平成32年度燃費基準+40%達成車 | | |
| | 平成32年度燃費基準+30%達成車 | | 0.4% |
| | 平成32年度燃費基準+20%達成車 | | 0.8% |
| | 平成32年度燃費基準+10%達成車 | | 1.2% |
| 平成32年度燃費基準達成車 | | 1.6% | |
| 上記以外 | | 2% | |

【平成31年10月～】(環境性能割)

| 車種区分 | | 税率 | |
|--------------------------------------|--|-----|-----|
| | | 自家用 | 営業用 |
| 電気自動車、天然ガス自動車 | | 非課税 | |
| 平成17年 排出ガス 基準75% 低減達成 かつ | 平成32年度燃費基準+10%達成車 | | |
| | 平成32年度燃費基準達成車又は 平成22年度燃費基準+50%達成車 | | |
| | 平成27年度燃費基準+10%達成車又は 平成22年度燃費基準+38%達成車 | 2% | 1% |
| 上記以外 | | | 2% |

例1) 平成32年度燃費基準+10%達成車(自家用新車)を100万円で取得

自動車取得税 12,000円 ⇒ 環境性能割 非課税

例2) 平成32年度燃費基準達成車(自家用新車)を100万円で取得

自動車取得税 16,000円 ⇒ 環境性能割 10,000円

(3) 適用日

平成31年10月1日以降に取得された3輪以上の軽自動車から適用します。

(4) 軽自動車税の課税免除等を県内統一の取扱いとする改正

ア 環境性能割

賦課徴収等の事務を県が行うことに伴い、円滑な事務執行のため、環境性能割に係る課税免除（非課税）及び減免について、県内統一の取扱いとすることが不可欠なことから、県が賦課徴収等の事務を行う間は、県の規定に合わせることにするものです（施行日は、平成31年10月1日）。

イ 種別割

環境性能割の創設を機に、市税条例施行規則に定める軽自動車税の種別割に係る減免の取扱いを変更するものです。

個人については、これまで障害者手帳の交付を受けていれば減免対象としていましたが、本市の福祉施策において、移動手段に係る助成（タクシー利用券、自動車燃料費）対象を、障害の級数、程度に応じて区分しており、種別割においても、歩行が困難で自動車を使用せざるを得ない方に限って減免対象とすべきこと、及び県内他市の多くが、現行の軽自動車税に係る減免の取扱いを県の自動車税に係る減免の取扱いと同様に、障害者の級数、程度に応じて区分していることから、本市においても障害の級数及び程度に応じて減免対象とするものです。

また、法人については、対象を拡充するものです（施行日は、平成32年4月1日）。

(5) 過料の設定

環境性能割に係る不申告等に関し、10万円以下の過料を科すものです。

(6) 環境性能割の創設に伴う市税等への影響額（見込み）

| 現 行 | 改正後 |
|--------------------------|-----------------------------|
| | (環境性能割徴収金) 28,115千円 |
| | (環境性能割徴収取扱費) △1,406千円 |
| (自動車取得税交付金) 164,273千円 | (自動車税環境性能割交付金) 135,178千円 |
| (計) 164,273千円…(A) | (計) 161,887千円…(B) |
| 差額 (A) - (B) = △2,386千円 | |

(7) 今後、対象とする種別割の減免対象について

| | |
|----|--|
| 個人 | <p>①身体障害者 視覚（１級から３級まで及び４級の１）、聴覚（２級及び３級）、平衡機能、音声機能又は言語機能（３級）、上肢（１級及び２級）、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性能病変による運動機能のうち上肢機能（１級及び２級）、乳幼児期以前の非進行性能病変による運動機能のうち移動機能、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸の機能、小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能</p> <p>②戦傷病者 視覚及び聴覚（特別項症から第４項症まで）、上肢（特別項症から第３項症まで）、下肢及び体幹（特別項症から第６項症まで及び第１款症から第３款症までの各款症相当する障害の程度）、その他（特別項症から第４項症まで）</p> <p>③知的障害者（Ａ）</p> <p>④精神障害者（１級）</p> |
| 法人 | 社会福祉事業を行う社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人及びNPO法人等 |

3 固定資産税の地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）の改正

国が一律に定めていた地方税の特例措置の内容を地方自治体の条例で決定できるようにするという趣旨から導入された、固定資産税の課税標準の特例措置（わがまち特例）について、法改正による制度の見直し又は廃止に伴い、条例を改正するものです（施行日は、いずれも公布の日）。

(1) 汚水又は廃液処理施設

ア 改正の概要

水質汚濁防止法に規定する、特定施設等を設置する工場又は事業場の汚水・廃液を処理するための施設に係る特例率を改めるものです。

| 現 行 | | 改正後 | |
|------|----------------------------|------|----------------------------|
| 特例率 | 参酌基準 | 特例率 | 参酌基準 |
| 3分の1 | 3分の1を参酌し 6分の1から2分の1の範囲内 | 2分の1 | 2分の1を参酌し 3分の1から3分の2の範囲内 |

イ 取得期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

ウ 適用期限

なし

(2) 特定有害物質の排出等抑制施設

土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る特例措置を廃止するものです。

| 特例率 | 参酌基準 | 取得期間 |
|------|------------------------|--------------------------------|
| 2分の1 | 2分の1を参酌し3分の2から3分の1の範囲内 | 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに取得した設備 |

(3) 再生可能エネルギー発電設備

ア 改正の概要

既存の対象施設等の区分を見直し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備及び附属設備を追加するものです。

イ 対象設備及び特例率

| 対象設備 | | 現 行 | | | 改正後 | | | 市税 条例 |
|------|---------------|------------------|-------|--------------------------------|---------------------------|-------|---|--------------|
| | | 区分 | 特例率 | 参酌基準 | 区分 | 特例率 | 参酌基準 | |
| ① | 太陽光 発電設備 | 10KW 以上 自家消費型 | 2 / 3 | 2/3 を参酌し 1/2 から 5/6 の範囲内 | 1,000KW 未満 | 2 / 3 | 2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内 | 附則 第 25 項 |
| ② | | | | | 1,000KW 以上 | 3 / 4 | 3/4 を参酌 し 7/12 か ら 11/12 の 範囲内 | 附則 第 30 項 |
| ③ | 風力 発電設備 | 1 万 KW 以上 | 2 / 3 | 2/3 を参酌し 1/2 から 5/6 の範囲内 | 20KW 未満 | 3 / 4 | 3/4 を参酌 し 7/12 か ら 11/12 の 範囲内 | 附則 第 31 項 |
| ④ | | | | | 20KW 以上 | 2 / 3 | 2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内 | 附則 第 26 項 |
| ⑤ | 水力 発電設備 | 3 万 KW 以上 | 1 / 2 | 1/2 を参酌し 1/3 から 2/3 の範囲内 | 5,000KW 未満 | 1 / 2 | 1/2 を参酌 し 1/3 か ら 2/3 の 範囲内 | 附則 第 32 項 |
| ⑥ | | | | | 5,000KW 以上 | 2 / 3 | 2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内 | 附則 第 27 項 |
| ⑦ | 地熱 発電設備 | 1,000KW 以上 | 1 / 2 | 1/2 を参酌し 1/3 から 2/3 の範囲内 | 1,000KW 未満 | 2 / 3 | 2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内 | 附則 第 28 項 |
| ⑧ | | | | | 1,000KW 以上 | 1 / 2 | 1/2 を参酌 し 1/3 か ら 2/3 の 範囲内 | 附則 第 33 項 |
| ⑨ | バイオマス 発電設備 | 2 万 KW 以上 | 1 / 2 | 1/2 を参酌し 1/3 から 2/3 の範囲内 | 1 万 KW 未満 | 1 / 2 | 1/2 を参酌 し 1/3 か ら 2/3 の 範囲内 | 附則 第 34 項 |
| ⑩ | | | | | 1 万 KW 以上 2 万 kW 未満 | 2 / 3 | 2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内 | 附則 第 29 項 |

※ 特例率とは、固定資産税の課税標準額を減額するための優遇措置で、評価額に特例率を乗じて得た金額が課税標準額となる。

ウ 取得期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

エ 適用期限

平成31年度課税分以後、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分

4 その他所要の改正

条文の整理等移動が生じた引用条項を改めるものです（施行日は、公布の日又は平成31年4月1日）。